

[事案 2019-243] 新契約無効請求

・令和2年9月25日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容が意向確認書面の内容と適合していないことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年6月に、乗合代理店を通じて、被保険者を申立人の子（当時0歳）として契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1) 意向確認書兼適合性確認書における、自分の意向を選択する欄で、「万一の生活資金」「万一のお子さまの教育・結婚資金」に丸を付けていたが、実際の契約内容は、被保険者が子となり、自分の意向には適合していない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の意向は、「子の保障を若いときから準備しておきたい」であり、募集経緯を前提とすると、申立人の子が本契約の被保険者となっていることのみをもって、直ちに「万一の生活資金」「万一のお子さまの教育・結婚資金」の意向と矛盾しているとまではいえない。
- (2) 募集人は当初、申立人が被保険者であるプランを提示していたが、申立人からの要望により、申立人の子を被保険者に変更したプランを提示したところ、「保険料の支払いが10年で終わり、解約返戻金も（増えていれば）教育資金として使うこともできて、子が60歳になったときの老後資金にも向いているかもしれない。」と気に入り、申込手続に至った。
- (3) 申立人は、契約申込書の被保険者欄に子の名前を自署し、被保険者の職業欄に申立人自身の勤務先を記載したため、同日、被保険者の職業告知欄を「幼児」と訂正した訂正変更請求書を作成して提出しており、被保険者が子であることを認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、意向確認書兼適合性確認書のチェック項目と、実際の契約内容が適合していないことを理由とした本契約の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。